



提出書類のチェックリスト

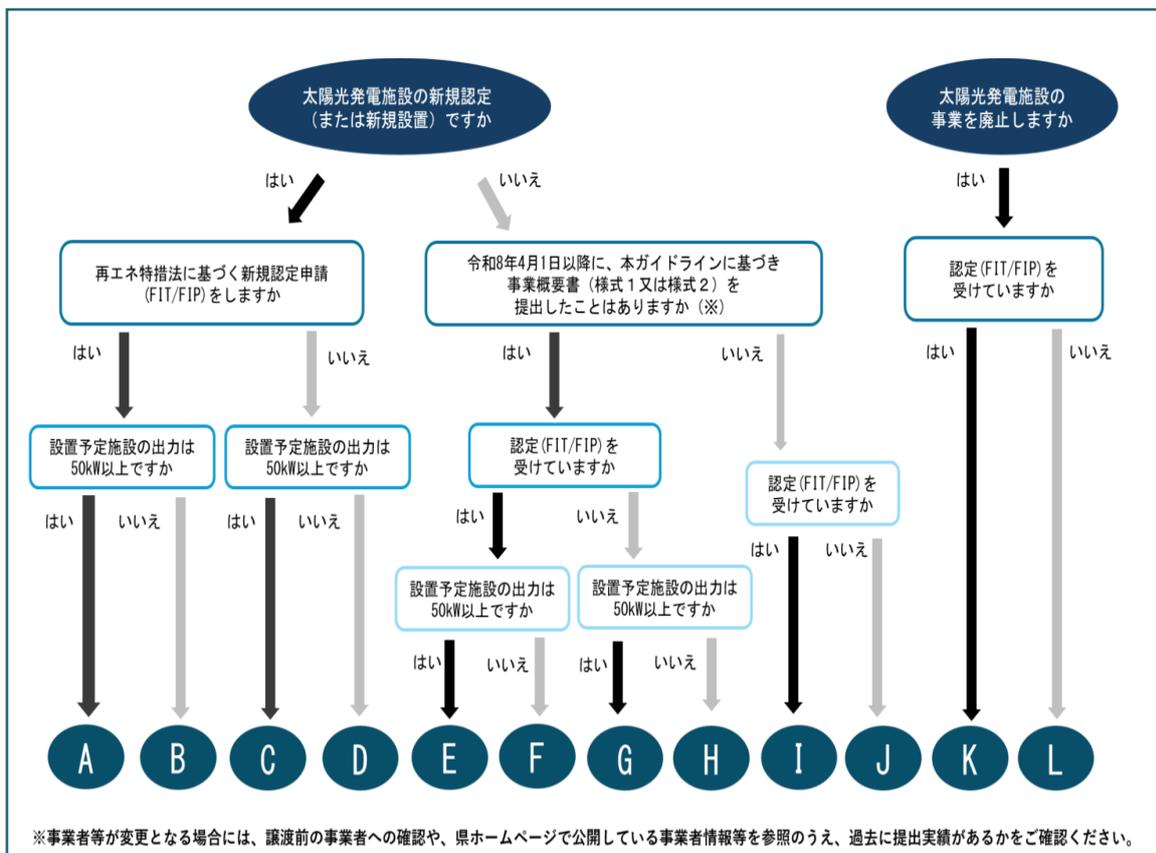
本チェックリストは「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、太陽光発電施設の設置、変更又は廃止を行う事業者が、必要提出書類を確認するためのものです。

各施設について、以下の手順に沿って、ご確認ください。

①下記フロー図の区分（A～L）から当該施設の事業内容に該当する区分を選択してください。

②該当する区分（A～L）のページをご参照いただき、各段階（説明会等開催前、設置工事着手前 等）で提出が必要な書類を確認してください。

※事業の内容や設置場所等により、本チェックリストに記載のない書類の提出を求める場合があります。



※事業者等が変更となる場合には、譲渡前の事業者への確認や、県ホームページで公開している事業者情報等を参照のうえ、過去に提出実績があるかをご確認ください。

A

の場合

出力 50 kW以上の施設で再エネ特措法に基づく新規認定申請を行う場合【FIT/FIP】

▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（様式 1）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。
- 森林法の林地開発許可又は伐採及び伐採後の造林の届出、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の許可処分等を受けていることを示す書類
- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書の写し
- 関係法令手続き状況報告書（様式 3）
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（付録 1.）（※）
（※）「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」添付様式を市町に提出してください。
なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

▶設置工事着手前までに提出が必要なもの

- 説明会概要報告書の写し
- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

B

の場合

出力 10 kW以上、50 kW未満の施設で
再エネ特措法に基づく新規認定申請を行う場合【FIT/FIP】

▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（様式 1）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。

以下、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください

- 森林法の林地開発許可又は伐採及び伐採後の造林の届出、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の許可処分等を受けていることを示す書類
- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書の写し
- 関係法令手続き状況報告書（様式 3）
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（付録 1 /）（※）
（※）説明会を開催する場合は、市町からの求めの有無に関わらず、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」添付様式の提出が必要です。本様式の注意書きに記載されている資料を添付し、市町に提出してください。

▶設置工事着手前までに提出が必要なもの ※説明会を開催した場合に提出してください

（説明会の開催要件は 21 頁参照）

- 説明会概要報告書の写し
- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

事前周知措置を実施した事業者において、県又は市町の求めがあった場合は提出してください。

- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

C の場合

出力 50 kW以上の施設で

再エネ特措法に基づく新規認定申請を行わない場合【非 FIT/非 FIP】

▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（様式 1）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。
- 森林法の林地開発許可又は伐採及び伐採後の造林の届出、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の許可処分等を受けていることを示す書類
- 関係法令手続き状況報告書（様式 4）
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（様式 6-1）（※）
(※) 市町にのみ提出してください。なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

▶設置工事着手前までに提出が必要なもの

- 説明会概要報告書（様式 6-4）
- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

D の場合

出力 10 kW以上、50 kW未満の施設で

再エネ特措法に基づく新規認定申請を行わない場合【非 FIT/非 FIP】

▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（様式 1）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。

以下、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください

- 森林法の林地開発許可又は伐採及び伐採後の造林の届出、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の許可処分等を受けていることを示す書類
- 関係法令手続き状況報告書（様式 4）
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（様式 6-1）（※）
(※) 説明会を開催する場合は、市町からの求めの有無に関わらず、様式 6-1 の提出が必要です。
本様式の注意書きに記載されている資料も添付し、市町にのみ提出してください。

**▶設置工事着手前までに提出が必要なもの ※説明会を開催した場合に提出してください
(説明会の開催要件は 21 頁参照)**

- 説明会概要報告書（様式 6-4）
- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

事前周知措置を実施した事業者において、県又は市町の求めがあった場合は提出してください。

- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

E

の場合

令和8年4月1日以降に事業概要書を提出した、再エネ特措法に基づく認定を受けた出力50kW以上の施設において、「再エネ特措法第10条第1項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」を行う場合【FIT/FIP】
(変更前は出力が50kW未満で、変更後は出力が50kW以上となる場合も同様です。)

▶説明会開催又は事前周知措置実施の45日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書(変更)(様式2) ※その他(位置図・配置図)の添付が必要です。
- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書の写し(※1)
- 関係法令手続き状況報告書(様式3)(※1)
(※1) 変更原因が15頁の⑥a、bに該当する場合に提出をしてください。
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(付録1.)(※2)
(※2) 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(資源エネルギー庁)」添付様式を市町に提出してください。
なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

▶設置工事着手前までに提出が必要なもの

- 説明会概要報告書の写し
- 地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

F

の場合

令和8年4月1日以降に事業概要書を提出した、再エネ特措法に基づく認定を受けた出力10kW以上、50kW未満の施設において、「再エネ特措法第10条第1項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」を行う場合【FIT/FIP】

▶説明会開催又は事前周知措置実施の45日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書(変更)(様式2) ※その他(位置図・配置図)の添付が必要です。

以下、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください

- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書の写し(※1)
- 関係法令手続き状況報告書(様式3)(※1)
(※1) 変更原因が15頁の⑥a、bに該当する場合に提出をしてください。
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(付録1.)(※2)
(※2) 説明会を開催する場合は、市町からの求めの有無に関わらず、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(資源エネルギー庁)」添付様式の提出が必要です。本様式の注意書きに記載されている資料を添付し、市町に提出してください。

▶設置工事着手前までに提出が必要なもの ※説明会を開催した場合に提出してください

(説明会の開催要件は21頁参照)

- 説明会概要報告書の写し
- 地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

事前周知措置を実施した事業者において、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください。

- 地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

G

の場合

令和8年4月1日以降に事業概要書を提出した、再エネ特措法に基づく認定を受けていない出力50kW以上の施設において、「再エネ特措法第10条第1項の認定を受けるときに説明会等を実施することとなる変更」と同等の変更を行う場合

【非FIT/非FIP】

(変更前は出力が50kW未満で、変更後は出力が50kW以上となる場合も同様です。)

▶説明会開催又は事前周知措置実施の45日前までに提出が必要なもの

事業概要書(変更)(様式2) ※その他(位置図・配置図)の添付が必要です。

関係法令手続き状況報告書(様式4)(※1)

(※1) 変更原因が15頁の⑥a、bに該当する場合に提出をしてください。

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(様式6-1)(※2)

(※2) 市町にのみ提出してください。なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

▶設置工事着手前までに提出が必要なもの

説明会概要報告書(様式6-4)

地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

H

の場合

令和8年4月1日以降に事業概要書を提出した再エネ特措法に基づく認定を受けていない出力10kW以上、50kW未満の施設において、「再エネ特措法第10条第1項の認定を受けるときに説明会等を実施することとなる変更」と同様の変更を行う場合

【非FIT/非FIP】

▶説明会開催又は事前周知措置実施の45日前までに提出が必要なもの

事業概要書(変更)(様式2) ※その他(位置図・配置図)の添付が必要です。

以下、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください

関係法令手続き状況報告書(様式4)(※1)

(※1) 変更原因が15頁の⑥a、bに該当する場合に提出をしてください。

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(様式6-1)(※)

(※) 説明会を開催する場合は、市町からの求めの有無に関わらず、様式6-1の提出が必要です。

本様式の注意書きに記載されている資料も添付し、市町にのみ提出してください。

▶設置工事着手前までに提出が必要なもの ※説明会を開催した場合に提出してください

(説明会の開催要件は21頁参照)

説明会概要報告書(様式6-4)

地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

事前周知措置を実施した事業者において、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください。

地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

I の場合

本ガイドラインの対象となった再エネ特措法の認定を受けた既設の施設のうち、「再エネ特措法第 10 条第 1 項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」を行う場合【FIT/FIP】

▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（変更）（様式 2）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（付録 1.）（※）

（※）説明会を開催する場合、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」添付様式を市町に提出してください。なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

J の場合

本ガイドラインの対象となった再エネ特措法の認定を受けていない既設の施設のうち、「再エネ特措法第 10 条第 1 項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」を行う場合【非 FIT/非 FIP】

▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（変更）（様式 2）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（様式 6-1）（※）

（※）説明会を開催する場合、市町に提出してください。また、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。なお、説明会の開催要件は 21 頁参照してください。

K の場合

再エネ特措法の認定を受けた事業の廃止届を国へ提出した場合【FIT/FIP】

- 国へ提出した廃止届の写し

L の場合

再エネ特措法の認定を受けていない事業を廃止する場合【非 FIT/非 FIP】

- 再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（様式 7）